

授業料等減免制度について

当校には、経済的に困難な状況にある学生に対して授業料及び入校料を減額または免除する授業料等減免制度があります。詳細については、入校後に学生の皆様へご案内いたします。

1 認定要件

認定には要件があり、次の（１）～（３）の全ての要件を満たすことが必要です。

- （１）国籍・在留資格等に関する要件
- （２）学業成績等に関する要件
- （３）家計の経済状況に関する要件

2 減免額

- ・上記１の要件を全て満たし支援の対象となった場合、認定された区分に応じて「入校料（１年生のみ）」及び「授業料」が減免されます。

【各支援区分の減免額及び減免後の納付額】

（１）入校料 169,200 円（１年生のみ）

支援区分	免除対象	減免額	減免後納付額（年額）
第Ⅰ区分	全額免除	169,200 円	0 円
第Ⅱ区分	3分の2免除	112,800 円	56,400 円
第Ⅲ区分	3分の1免除	56,400 円	112,800 円

（２）授業料 390,000 円（年額）

支援区分	免除対象	減免額	減免後納付額（年額）
第Ⅰ区分	全額免除	390,000 円	0 円
第Ⅱ区分	3分の2免除	260,000 円	130,000 円
第Ⅲ区分	3分の1免除	130,000 円	260,000 円

3 その他

- 認定後、継続して授業料減免を受けるためには、半年に1回継続に係る書類を提出する必要があります。また、認定要件の確認として学業成績の確認（半期ごと）及び家計状況の確認（年1回）があります。
- 自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業との併用も可能です。

※令和6年度現行の内容であり、次年度以降変更となる場合がありますので、ご了承ください。

（お問い合わせ先）

学務援助課 0186-42-5600